

両立支援等相談窓口	受付時間等		両立支援・相談の内容
独立行政法人労働者健康安全機構 東京産業保健総合支援センター 東京都千代田区三番町 6-14 日本生命三番町ビル 3 階 03-5211-4480	9:00～17:00 (土・日、祝祭日、 年末年始を除く)	個別訪問支援	企業の依頼を受けて、両立支援促進員が事業場を訪問し、両立支援に関する制度導入の支援や、管理監督者、社員等を対象とした意識啓発を図る教育を実施します。
		個別調整支援	両立支援促進員が事業場を訪問し、個々の患者（社員）に係る健康管理について、事業者と患者（社員）の間の仕事と治療の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成を助言等支援します。 ＊この支援は、患者（社員）、患者（社員）から主治医の意見書が提出された企業担当者や産業保健スタッフ等からの申出により実施されます。
		窓口等	窓口での相談対応 治療と職業生活の両立支援に関する相談に、電話、メール、面談等により応じます。
独立行政法人労働者健康安全機構 東京労災病院 「両立支援相談窓口」 東京都大田区大森南 4-13-21 03-3742-7301	8:15～12:00 (土・日、祝祭日、 年末年始を除く)	窓口等	窓口での相談対応 治療と職業生活の両立支援に関する相談に、電話、面談等により応じます。
東京都社会保険労務士会 「社労士 110 番」 (電話 03-5289-8844)	毎週月・水曜日 10:00～16:00 (祝祭日・年末年始を除く)	窓口等	「社労士 110 番」(電話 03-5289-8844) により、電話で相談に応じます。 (1 回 30 分程度まで、通話料は相談者負担) ・労働基準法その他労務管理について ・年金・健康保険について ・雇用保険・労災保険について ・治療と仕事の両立について
一般社団法人東京経営者協会 「経営労務相談室」 東京都千代田区大手町 1-3-2	10:00～16:00 (土・日、祝祭日、 夏季休暇、年末年始等を除く)	その他	＜会員限定＞ ・総合相談窓口として、経営側の視点から、弁護士、コンサルタントによる経営労務相談室を常設し、その一環として育児、介護、治療等と仕事の両立に関する人事・労務管理の適切な対応をアドバイスしています。

東京地域両立支援推進チーム（構成団体）

特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会 / 国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院 / 一般社団法人東京経営者協会 / 東京商工会議所（健康経営アドバイザー） / 公益社団法人東京都医師会 / 一般社団法人東京都医療社会事業協会 / 東京都社会保険労務士会 / 東京都立駒込病院 / 特定非営利活動法人日本キャリア開発協会 / 一般社団法人日本産業カウンセラー協会東京支部 / 日本労働組合総連合会東京都連合会 / 独立行政法人労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センター / 独立行政法人労働者健康安全機構 東京労災病院 治療就労両立支援センター（以上 50 音順）
 東京都 / 飯田橋公共職業安定所（長期療養者就職支援事業実施安定所） / 事務局：東京労働局

(201811 作成)

事業者の皆様へ

がん等を発症し継続的に治療する労働者を応援しましょう！

～医療の進歩により治療しながら働ける時代です～

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に「病気の治療と仕事の両立」が盛り込まれ、①会社の意識改革と受入れ体制の整備、②トライアングル型支援（企業、医療機関、両立支援コーディネーター）の推進、③労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化に取り組んでいくこととされています。この取組について、国のみならず、地方公共団体、医療機関、各種団体等関係する機関が相互協力体制を構築することで、より効果的に推進するため、東京地域両立支援推進チームを設置し、相談体制を整えました。

事業者の「病気の治療と仕事の両立支援」の意義

労働者が仕事によって疾病を増悪させることなく治療と仕事の両立を図るための事業者による取組は、労働者の健康確保という意義とともに、継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上、健康経営の実現、多様な人材の活用による組織や事業の活性化、組織としての社会的責任の実現、労働者のワーク・ライフ・バランスを実現させるためにも、重要な取組と言えます。

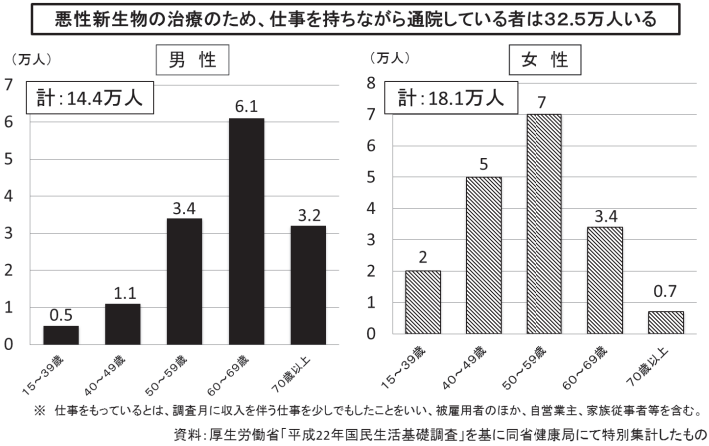
※なぜ両立支援が必要なのでしょうか？

今後労働者の高齢化を迎えて、がん罹患のリスクが高まることが予想されます。在職者が安心して就労でき、職場復帰が可能となるような適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行うことによって事業者に課せられた健康配慮義務を果たすことができ、企業経営にとっても貴重な人材を失わずにすむことになります。



【疾病を抱える労働者の状況】

- 疾病を理由に 1 か月以上休業している従業員がいる企業の割合は、がんが21%、脳血管疾患が12%。
- 仕事を持ちながらがんで通院している者の数は32.5万人。
- 一般健康診断の有所見率は53%に上り、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向。



東京地域両立支援推進チーム

推進チーム事務局・東京労働局労働基準部健康課

両立支援を行うための環境を整備しましょう！

- ① 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- ② 研修等による両立支援に関する意識啓発
- ③ 相談窓口等の明確化
- ④ 両立支援に関する制度・体制等の整備

治療と仕事の両立支援の進め方

① 両立支援を必要とする労働者からの情報提供

☞ 事業者が定める様式等を活用して、主治医から情報の提供を受けましょう。

② 治療の状況等に関する主治医からの情報収集

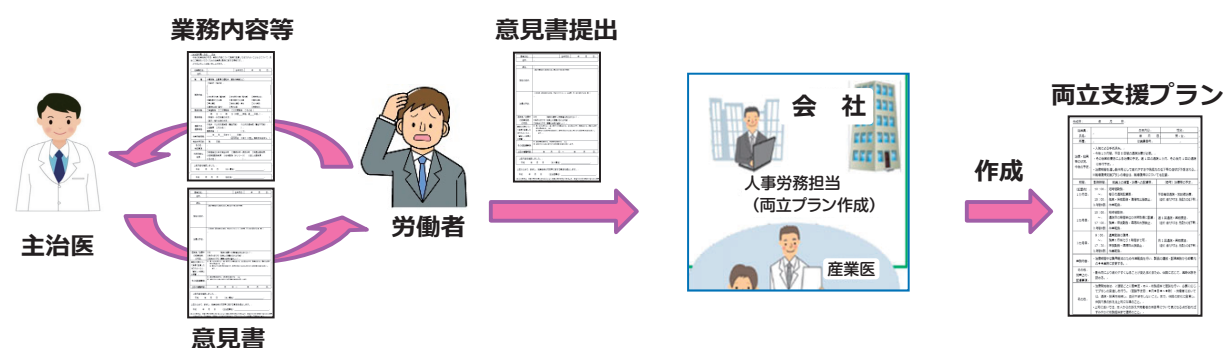
☞ 主治医からの提供された情報が、両立支援の観点から十分でない場合は、産業医（産業医がない場合には人事労務担当者等）が労働者本人に同意を得た上で、さらに必要な情報を収集しましょう。

③ 産業医等からの意見聴取

☞ 産業医等に対して、主治医から提供された情報を提供し、就業継続の可否等の就業上の措置及び治療に対する配慮に関する意見を聴取しましょう。

④ 休業措置、就業上の措置及び治療に対する配慮の検討と実施

☞ 主治医や産業医の意見を勘案し、就業の措置や治療に対する配慮の内容、実施時期などについて検討しましょう。



「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」

厚生労働省ホームページでは、具体的な両立支援の取組方法等についてまとめた「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を掲載していますので、参考としてご覧ください。

治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

助成金・奨励金のお知らせ

障害者雇用安定助成金の概要

（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）

○ 労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるため、治療や通院のための柔軟な勤務制度や休暇制度（両立支援制度）を導入する事業主に対して助成するものであり、労働者の雇用維持を図ることを目的としています。

環境整備助成

両立支援制度を導入し、かつ、両立支援に関する専門人材を社内に配置した事業主に対して助成

支給対象措置

- 両立支援制度（※1）の導入
- 専門人材（企業在籍型職場適応援助者又は両立支援コーディネーター）の配置

助成額

- 企業在籍型職場適応援助者を配置した場合 30万円
- 両立支援コーディネーターを配置した場合 20万円

（※1）両立支援制度の例：通院等に配慮した休暇制度、障害や傷病特性に配慮した短時間勤務制度等

制度活用助成

両立支援コーディネーターを活用し、両立支援制度を労働者に適用した事業主に対して助成

支給対象措置

- 両立支援コーディネーターの活用
- 両立支援制度（※1）の労働者への適用

助成額

- 対象労働者が有期契約の場合 20万円
- 対象労働者の雇用期間に定めのない場合 20万円

※2 助成金の支給にあたっては、この他にも要件があります。

【申請受付・問合せ】 東京労働局職業安定部職業対策課 ハローワーク助成金事務センター 助成金第一係
〒169-0073 東京都新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎1階 TEL:03-5337-7417（ダイヤルイン）

東京都難病・がん患者就業支援奨励金の概要

採用奨励金

難病やがん患者を、治療と仕事の両立に配慮して、新たに雇入れ、就業継続に必要な支援を行う事業主に奨励金を支給します。

【主な要件】 ※この他にも要件があります。

- 都内のハローワークから紹介を受けた難病・がん患者を週所定労働時間10時間以上の労働者（就労継続支援A型事業所利用者として雇用される者は除く。）として新たに雇入れたこと。
- 雇入れ時に、労働者と話し合いを行い、治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画を策定のうえ、その計画に基づき合理的な範囲内で必要な配慮を行い、6か月以上雇用を継続したこと。
- 雇入れた労働者が東京都内の事業所に勤務していること。

【支給金額】

- 週所定労働時間20時間以上勤務：60万円／人
- 週所定労働時間10時間以上20時間未満勤務：40万円／人

雇用継続助成金

難病やがんの発症等により休職した労働者を、治療と仕事の両立に配慮して復職させ、就業継続に必要な支援を行う中小企業事業主に助成金を支給します。

【主な要件】 ※この他にも要件があります。

- 週所定労働時間20時間以上で継続的に雇用されている労働者（就労継続支援A型事業所利用者として雇用される者は除く。）が、発症等により1か月以上休職した後、労働者の復職時に話し合いを行い、治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画を策定の上、その計画に基づき合理的な範囲内で必要な配慮を行い、6か月以上雇用を継続したこと。
- 復職した労働者が東京都内の事業所に勤務していること。

【支給金額】 ～支給金額が変更になりました！～

- 週所定労働時間20時間以上勤務：60万円／人
- 週所定労働時間10時間以上20時間未満勤務：40万円／人

制度導入加算

上記の「採用奨励金」又は「雇用継続助成金」の申請に併せて、対象となる労働者の雇入れ時又は復職時に、治療と仕事の両立に配慮した勤務・休暇制度などを新たに導入した場合、助成金を加算します。

【主な要件】 ※この他にも要件があります。

【支給金額】 ～支給対象が拡大しました！～

- 上記「採用奨励金」又は「雇用継続助成金」に加算して、1制度導入で10万円、最大30万円

【申請受付・問合せ】 平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎31階北側 TEL：03-5321-1111（代） 37-771~776（内）